

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

【1】ビジネスニュース速報

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★新型コロナ関係★

緊急事態宣言発令中。

京都府内の最新感染状況はこちらに掲載されています。

<https://kyoto.stopcovid19.jp/>

陽性者数のグラフを見れば、5/22（土）からの一週間はようやく陽性者数が100人を超える日が無いというところまで来たようです。

一週間単位で100人を超える日が一日も無かったのは、4/7（水）～4/13（火）以来一か月超ぶりです。

ワクチンの集団接種も始まりつつありますが、集団免疫を獲得するまでは戦いが続きます。集団免疫は、人口の60～70%が抗体を持つと獲得できると言われているようです。

今年3月1日時点の日本の人口は約1億2557万人ですので、60%ですと約7534万人です。

厚労省によると、4/9までに2回接種を終えた数は約49万人。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html

首相官邸によると、5/27までに2回接種を終えた数は、医療従事者約282万人、高齢者約24万人。

約355万人/約7534万人≒約4.7%

先は長く感じますが、ここから1か月でどこまで伸ばせるか。

来月の数字が楽しみです！

◆ホームページの人気記事◆

当事務所のホームページでは皆様のお役立ち記事を随時更新しています。

その中から最近よく閲覧していただいているページをご紹介します。

【宇奈月温泉事件】

今月もPV1位はこの記事でした。

皆様の温泉好きが良くわかります。

もう少しの辛抱ですよ！

宇奈月温泉は、富山県の黒部溪谷にある温泉です。

かつて「桃原」と呼ばれた無人の台地でしたが、大正時代、黒部川の電源開発が始まって以降、黒蘆温泉からお湯を引いて、温泉を開く計画が進められました。

開湯は大正12年（1923年）。100年近くの歴史を誇る温泉です。黒蘆温泉からの引湯管は約7.5kmにも及び、透明度は日本一とも言われています。泉質はアルカリ性の単純泉、リウマチや運動機能障害、神経症などに効くそうです。

当時、宇奈月温泉は、周辺で鉄道事業を営むY社が経営していましたが、源泉から温泉街まで引湯管を通る土地の一部を、Y社はまだ買収しきれていませんでした。

これに目をつけたXは、引湯管がその一部（2坪ほどの土地）をかすめる土地を購入し、Y社に対し、次のように要求しました。

「Y社の引湯管が私の所有地を通っているのは、不法占拠に当たるので、撤去してください。」

「引湯管を撤去しないのであれば、周辺地（合計3000坪）を、総額2万円余（現在でいうと数千万円）で買い取ってください。」

賢い…！

さて、どうなったのでしょうか。

<https://kyotosogo-law.com/accomodation-2/unazukionnsenn/>

【弁護士紹介】

惜しくも2位は「弁護士紹介」でした。当事務所の多彩なメンバーのラインナップはこちらです。

50年以上のベテランから若手まで、時代の変化に柔軟に対応し、多士済々であり続けられるよう切磋琢磨しています。

<https://kyotosogo-law.com/lawyer/>

【宿泊業】

3位は「宿泊業」でした。

記事の内容はコロナ前のもので、インバウンド全盛期、京都ではオーバーツーリズムは問題となっていた頃です。

わずか数年で見える景色が180°変わりました。

この記事は近々アップデートする予定です。

<https://kyotosogo-law.com/accomodation-2/>

当事務所ホームページはこちらです。

<https://kyotosogo-law.com/>

特にご相談の多い労務トラブル特化サイトはこちらです。

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

【弁護士による労務コンサルティング】

当事務所では、使用者側の立場から労働法務に注力しており、起こってしまった労務トラブルへの対応はもちろん、何が原因でトラブルになってしまったのか、分析をして改善策を提案させていただくための労務コンサルティングプランを用意しています。

- ・従業員から多額の残業代請求を受けてしまった
- ・問題のある従業員への対応に苦慮している
- ・従業員が社外の労働組合に加入して団体交渉を申し入れてきた
- ・法律が色々かわったことは知っているが、就業規則の見直しまで手が回らない

こうした労務トラブルに関するお悩みごとに対して、弁護士ならではのサポートをさせていただきますので、是非ご用命ください。

<https://kyoto-kigyohomu.com/consulting>

◆企業法務一般◆

【バーチャルオンリー株主総会】

今国会に上程されている産競法改正案が成立すれば、上場企業はバーチャルオンリー株主総会が可能となります。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtualonlyoutline.pdf

改正法によるバーチャルオンリー総会の要件は、

- ①経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けること
- ②株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、施行後2年間は、上記①の確認を受けた上場会社の定款には、上記②の定款の定めがあるものとみなされます。

ただし、バーチャルオンリー株主総会では、上記②の定款変更をすることはできません(産競法改正案附則3条2項)。

そこで、今年と来年は2年間の特例期間を利用してバーチャルオンリー株主総会で乗り切ったとしても、将来に備えてなるべく早めに定款変更を検討することをおすすめします。

ちなみに、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、中小企業団体中央会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、技術研究組合、輸出組合、輸入組合については、バーチャルオンリー型組合総会・理事会が可能となっています。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210521002/20210521002.html>

◆労務◆

【時差通勤、時差休憩】

厚労省の「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」は随時アップデートされていますので、時々チェックすることをおすすめします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q2-4

問3 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

問4 新型コロナウイルス感染防止の観点から、ランチタイムの混雑を避けるため、部署ごとに昼休みの時間をずらして、時間差で昼休みを取得させることを考えていますが、どのような手続が必要でしょうか。

【過重労働解消キャンペーン】

厚労省が、令和2年度11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18389.html

重点監督結果のポイントは以下のとおりです。

- (1) 監督指導の実施事業場：9,120 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - 1 違法な時間外労働があったもの：2,807 事業場 (30.8%)
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるもの：640 事業場 (22.8%)
 - うち、月 100 時間を超えるもの：341 事業場 (12.1%)
 - うち、月 150 時間を超えるもの：59 事業場 (2.1%)
 - うち、月 200 時間を超えるもの：10 事業場 (0.4%)
 - 2 賃金不払残業があったもの：478 事業場 (5.2%)
 - 3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：1,829 事業場 (20.1%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - 1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：3,046 事業場 (33.4%)
 - 2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：1,528 事業場 (16.8%)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18389.html

労務トラブル特化サイトはこちら

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

◆知的財産◆

【意匠】

特許庁が「意匠の新規性喪失の例外規定についての Q&A 集」を公表しました。

<https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

- ◆新規性喪失の例外規定は、あくまでも、ついうっかり公開してしまった場合の非常手段
- ◆使わないで済むなら、使わない方が望ましい
- ◆ウェブサイト等での公開は、必ず意匠登録出願をした後に行う習慣を付けることが大切！

知的財産権に関するご相談は、「知的財産チーム」が承ります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

◆不動産◆

「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」(案)がパブコメにかけられています。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210315&Mode=0>

ガイドライン案はこちらです。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000219027>

心理的瑕疵は、不動産売買や賃貸借において比較的多い相談類型です。

このガイドライン案では、告げるべき内容や告げるべき範囲について一定の指針が示されており、実務上参考になるものと思われます。

◆広告・販売規制◆

【景品表示法違反】

<対象>

株式会社シーズコーポレーションが販売する「seeds 糖鎖」

<問題となる表示>

- ・「糖鎖+P1Sで脳を活性化！認知症のリスクを軽減します。」
- ・「脳神経細胞の退化を予防し、アルツハイマー型・脳血管性認知症の症状が改善される『脳

機能活性栄養素』です。」

- ・「P S（ホスファチジルセリン）は様々なお悩みに効果が期待されています」
- ・「認知症予防」「めまい」「難聴」「物忘れ・冴え」「耳鳴り」「記憶力・集中力」「発達障害」「意欲向上」
- ・「さまざまな症状に」「糖鎖栄養素」「ガン」「アレルギー症」「花粉症」「喘息」「糖尿病」「老化」「アルツハイマー病」「認知症」「関節リウマチ」「不妊症」「高血圧」「脂質異常症」「精神疾患」「肝機能障害」「感染症」「膠原病」「甲状腺障害」「胃潰瘍」

等と表示することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、本件商品に含まれる糖鎖栄養素等が身体の細胞に作用することにより、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。

<結果>

景品表示法第7条第2項の規定に基づき、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたが、提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであったため、優良誤認表示により、措置命令が発せられた。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210514_01.pdf

【食品表示法違反】

<対象>

株式会社シーズコーポレーションが販売する「seeds 糖鎖」

<問題となる表示>

- ・栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称について、「栄養機能食品（ビオチン）」と表示すべきところ「栄養機能食品 ビオチン配合」と表示。
- ・「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。」と表示すべきところ、「本品は、多量摂取により疾患が完治したり、より健康が増進するものではありません。」と表示。
- ・「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示すべきところ、「食生活は、主食、主菜、副食を基本に食事のバランスを。」と表示。
- ・栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言について、表示せず。
- ・栄養機能食品である本件商品に対し、「ホスファチジルセリン（P S）配合 脳機能を元気・脳細胞に多く存在」及び「糖鎖とはさまざまな単糖が鎖状に連なったもので、細胞間のコミュニケーションに重要な役割を担っています。」と、基準別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語を表示。
- ・機能性表示食品以外の食品である本件商品に対し、「医療機関向け機能性食品」と、機能性表示食品と紛らわしい名称を表示。

<結果>

食品表示法 6 条 1 項の規定に基づく指示。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210514_07.pdf

【アフィリエイト広告】

近年、インターネット上の広告手法の多様化・高度化等に伴い、アフィリエイト・プログラムを利用した成果報酬型の広告が多く見られます。

景品表示法においては、商品等の供給主体が消費者に対して不当表示を行った場合に同法上の措置がされます。

アフィリエイト広告において、広告主は一般に供給主体であるが、広告主ではないアフィリエイトが表示物を作成・掲載するため、広告主による表示物の管理が行き届きにくいという特性や、アフィリエイトが成果報酬を求めて虚偽誇大広告を行うインセンティブが働きやすいという特性があり、また、消費者にとっては、アフィリエイト広告であるか否かが外見上判別できない場合もあるため、不当表示が行われるおそれが懸念されています。

そこで、不当表示が生じない健全な広告の実施に向けた対応方策を検討するため、「アフィリエイト広告等に関する検討会」が開催されることになりました。

今後の議論に注目です。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/024325/>

◆独占禁止法◆

令和 2 年度は、独占禁止法違反行為について、延べ 20 名の事業者に対し、9 件の排除措置命令が行われました。

排除措置命令 9 件の内訳は、私的独占 1 件、価格カルテル 6 件、入札談合 1 件、受注調整 1 件です。

価格カルテル・入札談合・受注調整 9 件の市場規模は総額 220 億円超でした。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210526.html>

◆M&A・事業承継◆

経産省が、「中小 M&A 推進計画」を取りまとめました。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210430012/20210430012.html>

経営資源集約化等を推進するため今後 5 年間に実施すべき官民の取組が計画されています。

中小 M&A は年間 3~4 千件実施されている一方、潜在的な譲渡側は約 60 万者（成長志向型 8.4 万者、事業承継型 30.6 万者、経営資源引継ぎ型 18.7 万者）あるとの指摘があります。

後悔しない M&A を実現するには、マッチングや DD や契約書を他人任せにせず、信頼できる専門家とチームを組むことが必須です。

◆倒産情報◆

【帝国データバンク 倒産集計 2021 年 4 月報】

- 倒産件数は 489 件（前年同月比 35.5%減）と、4 月としては過去最少
 - 負債総額は 799 億 9000 万円と、2020 年では負債総額最大だった前年同月からの反動もあり前年同月比 50.5%の減少
 - 負債額最大の倒産は（株）グリーンインフラレンディング（東京都、破産）の約 128 億円
 - 業種別にみると、7 業種中 6 業種で 2 ケタ減と大幅に前年同月を下回った。卸売業（58 件、前年同月比 41.4%減）は 10 カ月連続で減少。2000 年以降 2 番目の低水準となった。製造業（62 件、同 20.5%減）は、9 カ月連続で減少。一方、不動産業（18 件、前年同月比 12.5%増）は全業種中で唯一増加
 - 主因別にみると、「不況型倒産」の合計は 377 件（前年同月比 38.6%減）と、9 カ月連続で前年同月を下回った。構成比は 77.1%（同 3.9 ポイント減）を占める
 - 負債規模別にみると、負債 5000 万円未満の倒産は 297 件（前年同月比 32.7%減）、構成比は 60.7%を占める
 - 地域別にみると、全地域で前年同月比 2 ケタ減となった。関東（185 件、前年同月比 21.3%減）は、9 カ月連続の減少。近畿（126 件、同 35.1%減）は、全府県で 2 ケタ減。九州（34 件、同 40.4%減）は過去最長の連続減少期間が続く
 - 人手不足倒産は 8 件（前年同月比 46.7%減）発生、8 カ月連続の前年同月比減少
 - 後継者難倒産は 36 件（前年同月比 33.3%減）発生、2 カ月ぶりの前年同月比減少
 - 返済猶予後倒産は 33 件（前年同月比 40.0%減）発生、3 カ月ぶりの前年同月比減少
- <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2104.html>

【東京商工リサーチ 月次 全国企業倒産状況】

2021 年 4 月度の全国企業倒産（負債額 1,000 万円以上）は、件数が 477 件（前年同月比 35.8%減）、負債総額は 840 億 9,800 万円（同 41.9%減）だった。件数は、2020 年 7 月から 10 カ月連続で前年同月を下回った。4 月度では、1990 年の 526

件を下回り、1972年以降の50年間で最少だった。コロナ禍の支援効果で企業倒産の抑制が続いている。

負債総額は、2カ月ぶりに前年同月を下回り、4月度では1972年以降の50年間で、1972年(472億1,500万円)に次ぐ、3番目の低水準だった。負債が減少したのは、負債10億円以上が前年同月と同件数の1件だったが、同10億円以上が14件(前年同月26件)でほぼ半減、同5億円以上10億円未満は14件(同23件)、同1億円以上5億円未満も76件(同152件)で半減。また、倒産件数も大幅に減少したで、負債総額を押し下げた。

同1億円未満は373件(構成比78.1%、前年同月542件)と全体の約8割を占め、小・零細規模の倒産を主体にした推移に変わりはない。

4月の「新型コロナウイルス」関連倒産は、134件(前年同月72件)発生。2021年に入り、4カ月連続で100件を超えた。2020年2月からの累計は1,299件に達した。

<https://www.tsr-net.co.jp/news/status/monthly/202104.html>

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」にご相談ください。

経営者保証ガイドラインの利用により経営者の破産を回避した実績もあります。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

① リーガルサポート

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート

・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案

・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

② クレームガード

月額3万円から始められるクレームガード。

ライトプランでは、クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

③ 契約書サポートプラン

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

④ 広告チェック

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1広告あたり2万7500円（税込み）

※A4で8ページ以上の広告については別途ご相談

代替表現のご提案：+2万7500円（税込み）

継続的なご依頼：月額5万5000円（税込み）で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円（税込み）でご対応

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

⑤ 社外取締役・社外監査役

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥

事等による企業価値の毀損を避ける。

・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約 100 社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー案内

7月15日（木）14時

テーマ：特商法改正が及ぼすEC（インターネット売買）への影響をふまえた広告宣伝規制対応

担当：弁護士野崎隆史

7月29日（木）16時

テーマ：残業代対応（固定残業代編）

担当：弁護士伊山正和

8月5日（木）14時

テーマ：企業再生

担当：弁護士野崎隆史

8月19日（木）16時

テーマ：残業代対応（変形労働時間制&能率手当編）

担当：弁護士伊山正和

9月9日（木）16時

テーマ：団体交渉対応

担当：弁護士伊山正和

9月16日（木）14時

テーマ : クレーム対応
担当 : 弁護士野崎隆史

10月7日(木) 16時
テーマ : 問題社員対応(ローパフォーマー)
担当 : 弁護士伊山正和

10月21日(木) 14時
テーマ : 税務と法務の連携による最先端の相続・事業承継対策—民事信託の活用と留意点—
担当 : 弁護士野崎隆史

11月11日(木) 16時
テーマ : 問題社員対応(メンタルヘルス)
担当 : 弁護士伊山正和

11月25日(木) 14時
テーマ : 重要判例解説
担当 : 弁護士野崎隆史ほか

12月9日(木) 16時
テーマ : 問題社員対応(非違行為)
担当 : 弁護士伊山正和

※各回1時間30分程度。

※新型コロナ禍対策により、全てオンラインで実施予定。

※集団免疫の獲得の成功によりリアル開催となる場合もあります。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.10 を発行しました。

・「初回無料」の罫 (弁護士竹内まい)

- ・ 広告規制入門・薬機法編 （弁護士野崎隆史）
- ・ 生徒の演奏も著作権侵害？（弁護士拾井美香）

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2021 年 5 月号、いかがでしたでしょうか？

阪神はまだまだ気を引き締め、交流戦を無事乗り切ってほしいです。

京都が生んだ超人・糸井選手は凄いですね。スタメン試合でのホームラン率はナント 100% (5/30 時点)。

大山選手が戻ってきて心強いです。

糸原選手、藤浪選手、待っていますよ！

F1 第 5 戦モナコ GP。ル・マン 24 時間、インディ 500 と並んで「世界 3 大レース」の 1 つに数えられるこの GP で、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル・ホンダ）が見事な優勝！

ホンダにとっては、故アイルトン・セナ以来の 29 年ぶりの優勝となりました。

予選でポール・ポジションを獲得したシャルル・ルクレール選手がドライブシャフトの破損で出走前にリタイアとなった中、フェルスタッペン選手は、2 番手グリッドからマシンをやや斜めにつけた頭脳的なスタートを決め、しっかりと 1 コーナーを獲得し、そのまま 78 周を走り切ってトップチェッカー！

自身初のモナコ GP の優勝は、自身初のポイントリーダーとともにホンダにとって 30 年ぶりのコンストラクター首位をもたらしました。

万歳！

今回はセルジオ・ペレス選手のオーバーカットもうまくはまり、バロテリ・ボッタス選手に不運があったメルセデスとは明暗が分かれました。

まだまだ 5 戦が終わったばかりですが、ルイス・ハミルトン選手とフェルスタッペン選手、そして、メルセデスとレッドブル・ホンダとのデッドヒートはますます激しさを増していくことでしょう。

本当に素晴らしいシーズンとなっています。

角田裕毅選手、第 6 戦アゼルバイジャン GP はまたも市街地コースですが、快走を祈って

います！

ボクシングでは、元5階級王者の38歳のノイト・ドネア選手がノルディーン・ウバーリ選手を4回TKO勝ちでWBC世界バンタム級のタイトルを獲得。

38歳にしていまだ衰えぬ強さ。完全に試合を支配していましたね。どれだけハードなトレーニングを積んできたんだろう…

「ザ・モンスター」井上尚弥選手もTwitterで「ドネア強え!!!」とツイートしていました。

直接リマッチとなるのか、それともジョンリール・カシメロ選手 vs ギジェルモ・リゴンドー選手の勝者との統一戦を経てのリマッチとなるのか。

バンタム級に世界中から熱視線が注がれています。

ワクチン接種も始まり、待ち遠しい集団免疫。

科学を信じて耐え抜きましょう。

それでは皆様、次回もお楽しみに！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com